

令和7年度山形県東京第1号職員アパート床下ピット内 汚水設備配管修繕工事仕様書

この仕様書は、山形県東京第1号職員アパート床下ピット内汚水設備配管修繕工事について、必要な事項を定める。

1 施工箇所

山形県東京第1号職員アパート（杉並区久我山3-38-22 地内）

2 対象設備の内容

山形県東京第1号職員アパート床下ピット内汚水設備配管

3 工事箇所

別紙「図面」参照

4 業務の内容及び施工日

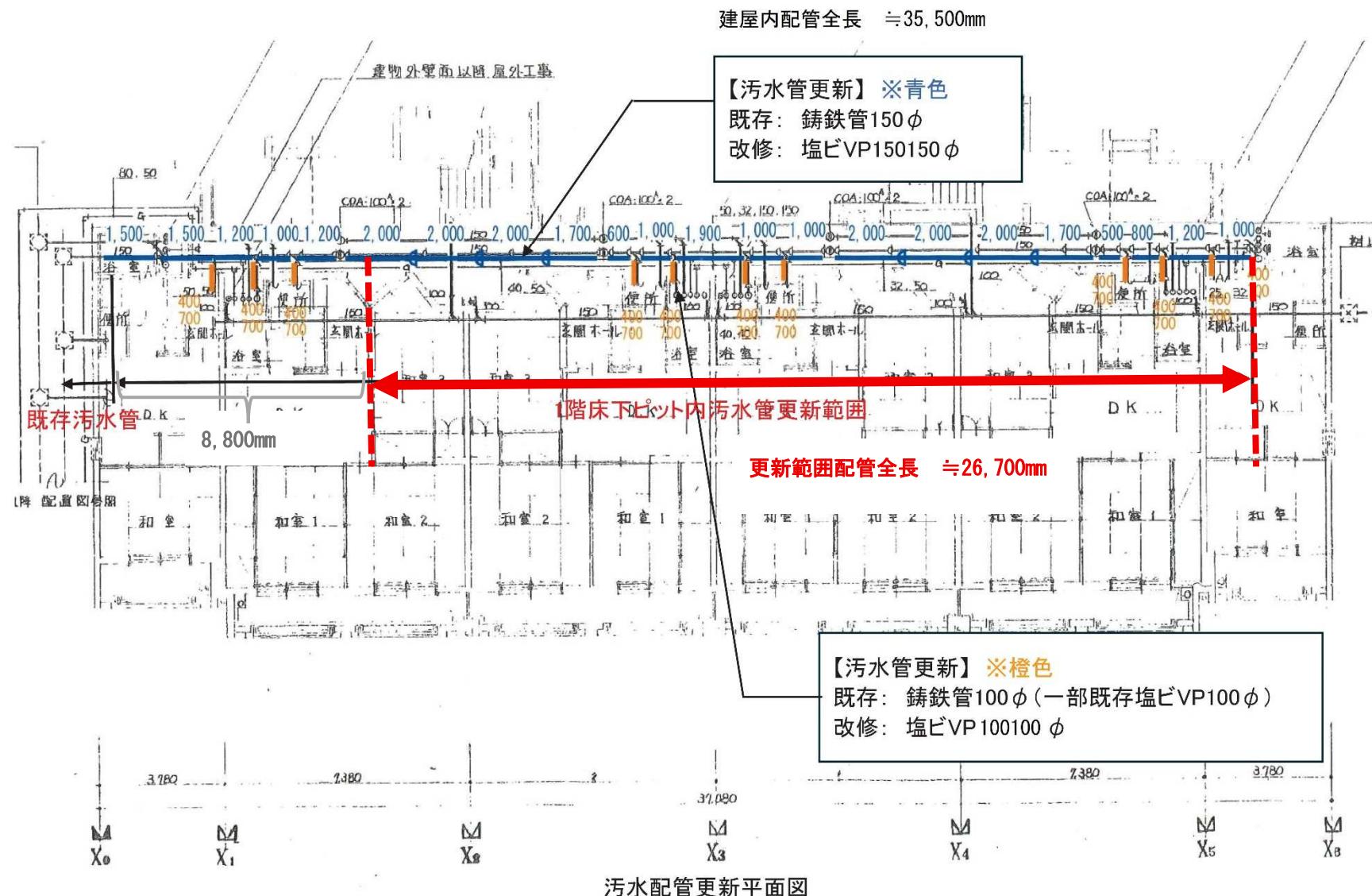
- (1) 汚水管交換（鋳鉄管（一部既存硬質塩ビ管）を硬質塩ビ管に交換。）
- (2) 既存品撤去・処分
- (3) 通水試験
- (4) 施工日は協議により決定する

5 完了期限

令和8年3月31日（火）

6 その他

- (1) 建設工事（管工事）に必要な資格者を配置すること。
- (2) 施工にあたっては、関係法令や規則等を遵守すること。
- (3) 汚水管交換工事の作業日数は延べ5日間（作業3日間+準備・撤収2日間）程度。
- (4) 作業時間は原則平日8:00～17:00までとする。
- (5) 入居者のトイレ使用不可の時間帯は、原則平日10:00～17:00までする。
- (6) 屋外汚水拠までの土中配管は現状のままとする。



山形県東京事務所第1号アパート 床下ピット内汚水設備配管修繕工事